

報道関係者 各位

平成 25 年 8 月 30 日

【照会先】

労働基準局監督課（内線 5543, 5542）

課長 美濃 芳郎

調査官 高城 久雄

課長補佐 佐藤 靖夫

<代表・直通電話>

(代表番号) 03(5253)1111

(監督課直通) 03(3502)5308

## 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に 関する無料電話相談を行います

9月1日（日）の午前9時から午後5時に、若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所等に関する『無料電話相談』を実施します。

### 1 電話番号

【フリーダイヤル】	なく	しまし	よう	なが	い	残	業
0120	—	794	—	713			

相談の電話は全国どこからでもかけられます。

匿名でもご相談できます。

### 2 受付日時 9月1日（日） 午前9時から午後5時まで

\* 労働基準法は、昭和22年9月1日に施行されました。

### 3 電話相談は、全国8労働局で実施します（実施する労働局は別紙1参照）。電話相談当日の取材対応については、別紙1及び別紙2をご覧ください。

### 4 9月2日以後も、都道府県労働局や労働基準監督署等にある「総合労働相談コーナー」や、厚生労働省のホームページ内にある「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けます。

労働基準関係情報メール窓口は

**SEARCH**

労働基準 メール窓口

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

## 実施する都道府県労働局の問い合わせ先

労働局名	所在地・実施場所	連絡先		担当者
		8月30日(金)	実施当日	
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎(9階)	011-709-2311 (代表)	011-709-2057	(監督課) 新田
宮城	仙台市宮城野区鉄砲町1番地仙台第4合同庁舎(8階会議室)	022-299-8838	同左	(監督課) 横田 森
東京	千代田区九段南1丁目2番1号九段第3合同庁舎(11階会議室)	03-3512-1613	03-3512-1539	(労働時間課) 眞鍋 (監督課) 岡田
愛知	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館(2階北側会議室)	052-972-0253	同左	(監督課) 加藤
大阪	大阪府中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館(7階相談室B)	06-6949-6490	06-6949-6491	(監督課) 大屋
広島	広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎第2号館(1階労働会議室)	082-221-9242	082-221-2480	(監督課) 落合 奥原
香川	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎(3階)	087-811-8918	087-811-8926	(監督課) 小川
福岡	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館(5階労働第一会議室)	092-411-4862	092-411-4861	(監督課) 田中 渡辺

上記の都道府県労働局労働基準部監督課で(東京労働局は労働基準部労働時間課で)実施します。

## 電話相談の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人及び企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人及び企業が特定できるものが映り込んでしまった場合や録音については、消去又は編集してください)。
- 3 カメラの位置等については、各実施局の職員と調整をお願いします。
- 4 腕章等プレス関係者であることを明示するものの着用を、お願いします。
- 5 来庁時の交通手段については、事前に現地職員と調整してください。
- 6 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 7 その他、各実施局の職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

## 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に係る平成26年度概算要求

厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に係る平成26年度の予算として、以下のように予算要求をしています。

### 平成26年度予算概算要求の主要事項(P R版)(抄)

#### 第2 「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材力の強化

##### 5 若者・高齢者等の活躍推進

##### ③若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【一部新規】

(18億円(16億円))

夜間・休日に労働基準法等に関して電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置や「わかものハローワーク」等への「在職者向け相談窓口」の設置等を行い、相談体制を強化する。また、厚生労働省ホームページでの、労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の開設や大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。

#### 【主な施策】

##### 1 「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置

夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ダイヤル(仮称)」を設置する。

##### 2 「在職者向け相談窓口」の設置

「わかものハローワーク」等において、職場における悩み等に関する相談に対応する「在職者向け相談窓口」を設置し、必要に応じ、関係機関へ誘導する。

##### 3 「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の設置

労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」を厚生労働省ホームページに設置し、労働者に対する情報発信を行う。

##### 4 大学等での法令等の周知啓発

大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。